利用料金の決定及び収受等方法

１　利用料金等の種類と金額の決定方法

（１）利用料金等の種類

指定管理者は次に掲げる施設等の利用に対して利用料金等を徴収できる

- 貸切り利用
- 一般開放事業に係る利用
- 個人利用事業に係る利用
- 教室事業に係る利用
- 教育委員会が認めた場所での物品の販売等の利用
- 自主事業に係る利用

（２）利用料金等の決定方法

ア　貸切り利用料【指定業務及び提案業務】

八王子市体育館条例（以下「条例」という。）第７条別表第１（２）に定める額とする。

イ　一般開放及び個人利用に係る利用料【指定業務及び提案業務】

一回の利用につき、条例第７条別表第１（２）及び別表第３（２）に定める額とする。なお、室内プールについては、条例第７条第２項及び別表第３に定める券面額・枚数及び金額で室内プール回数券を発行すること。

ウ　教室事業に係る利用料【指定業務及び提案業務】

教室１回分の利用料を条例第７条別表第１（２）の「貸切りでない場合」の金額を基本とし、その他必要な参加料を教室の開始時に全回分の利用料を徴収すること。ただし、利用料の設定に際しては周辺類似施設の料金を参考とし、市民が利用しやすい料金とすること。

なお、教室を欠席した場合及び開始後にキャンセルした場合であっても、既納の利用料は還付しない。

エ　教育委員会が認めた場所での物品の販売等の利用料

一回の利用につき、条例第７条別表第２に定める額とする。

オ　自主事業に係る利用料

利用者から徴収する料金については、教育委員会の承認を得て指定管理者が定めること。ただし、利用料の設定に際しては周辺類似施設の料金を参考とし、市民が利用しやすい料金とすること。

２　利用料金等の減額及び免除について

指定管理者は、条例第７条第６項及び施行規則第７条で定めるところにより、利用料金を減額又は免除することとする。その他に下記の免除をすること。

【シルバータイム】

毎週木曜日午前９時から午後６時までの間の２時間について市内在住の 60 歳以上の方は住所、年齢が確認できるものをプール受付に提示することでプール利用料が無料となる。午後６時を超えた時間については利用料を徴収できる。

※シルバータイムの対象年齢、実施曜日及び時間は変更となる可能性がある。

【子ども無料】

毎週土曜日とこどもの日は、子ども（中学生以下）料金が２時間無料（プール、個人利用）

なお、教育委員会は、減額及び免除による利用料金収入の減収額の補てんはしない。

※ 減額又は免除の対象となる利用及びその実績については、資料 10 で示す。

３　利用料金の収受及び還付について

（１）利用料金の収受

利用料金は条例第７条及び施行規則第８条第１項の規定により、利用の前に、金銭登録機又は券売機により、現金で徴収すること。また、利用料を徴収したときは施行規則第８条第２項に定める方法で領収書を発行すること。

（２）利用料金の還付

既納の利用料金は、条例第７条第７項の規定により還付しない。ただし、教育委員会及び指定管理者に責がある場合等、特別の理由があると認めた場合は全部又は一部を還付する。この場合の還付の方法は施行規則第10条の規定による。

４ 利用料金（現行料金）

（１）貸切で利用する場合（単位：円）

施設	区分＼時間	午前 9時～11時50分	午後A 12時～14時50分	午後B 15時～17時50分	夜間 18時～21時	全日 9時～21時
第一体育室	全面	3,600	3,600	3,600	4,200	15,000
	（延長）	600	600	600	700	
	半面	1,800	1,800	1,800	2,100	7,500
	（延長）	300	300	300	300	
付属設備	放送装置一式	500	500	500	500	2,000
	電光掲示装置一式	500	500	500	500	2,000
第二体育室		1,600	1,600	1,600	1,700	6,500
	（延長）	200	200	200	200	
第三体育室		1,000	1,000	1,000	1,200	4,200
	（延長）	100	100	100	200	
会議室		1,100	1,100	1,100	1,200	4,500
	（延長）	100	100	100	200	
プール	１コース	2,500　(2時間)				
	２コース	5,000　(2時間)				

＊ 付属設備は、第１体育室を全面貸切りで利用する場合のみ使用できる。

＊ 入場料の類を徴収する場合の利用料は、別料金。

＊ 延長とは、使用時間の前後に空きがあるときの30分単位。

（２）個人で利用する場合

ア　プール

・1時間につき　　子ども（中学生以下）　70円
　　大　人　200円

・回数券（11枚綴）　子ども（中学生以下）　700円
　　大　人　2,000円

イ　体育室

・利用券　　子ども（中学生以下）　100円（1回）
　　大　人　300円（1回）

・回数券（11枚綴）　子ども（中学生以下）　1,000円
　　大　人　3,000円

（３）物品の販売等

種別	単位	料金（単位：円）
体育館の敷地で教育委員会が認めた場所での物品の販売等	利用面積１㎡当たり、１回につき	500
体育館の建物内（施設を除く。）で教育委員会が認めた場所での物品の販売等		1,000

５　条例上の利用料金（上限額）

（１）貸切で利用する場合（単位：円）

施設	区分＼時間	午前 9時～ 11時50分	午後A 12時～ 14時50分	午後B 15時～ 17時50分	夜間 18時～ 21時	全日 9時～ 21時
第一体育室	全面	5,400	5,400	5,400	6,300	22,500
	（延長）	900	900	900	1,000	
	半面	2,700	2,700	2,700	3,150	11,250
	（延長）	400	400	400	500	
付属設備	放送装置一式	500	500	500	500	2,000
	電光掲示装置一式	500	500	500	500	2,000
第二体育室		1,800	1,800	1,800	1,900	7,300
	（延長）	300	300	300	300	
第三体育室		1,100	1,100	1,100	1,200	4,500
	（延長）	100	100	100	200	
会議室		1,100	1,100	1,100	1,200	4,500
	（延長）	100	100	100	200	
プール	１コース	2,500　（2時間）				
	２コース	5,000　（2時間）				

（２）個人で利用する場合及び物品の販売等

４（２）、（３）と同じ。